

蓄電池

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価対象設備機材

評価対象とした蓄電池は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に規定する次の機材である。

ただし、建築基準法令及び消防法令の規定が適用されるものを除く。

①ベント式据置鉛蓄電池

種類 CS PS HS CS-E PS-E HS-E

②制御弁式据置鉛蓄電池

種類 HSE MSE 長寿命MSE

③据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池

種類 AM-P AMH-P AH-P AHH-P AM-PE AMH-PE AH-PE AHH-PE AH-S AHH-S AH-SE AHH-SE

④シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 *

種類 AHHE

*応募者なし

2. 評価内容

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に適合する品質・性能が確保されている。
 - (2) 適切な品質管理・製造管理が行われている。
 - (3) 納入体制が整備されている。
 - (4) アフターサービス体制が整備されている。
-